

法人実効税率引下げについて

我が国及び諸外国の法人実効税率の水準

- 先進国は立地競争力を高めるため、この10年間で、表面実効税率^(注1)を約10%引き下げ。
- 日本は約40%で高止まり。**アジアやOECD諸国との表面実効税率の差は15%程度に拡大。**

(注1) 国税と地方税を合わせた法人の所得に対する税率水準。但し、法人事業税が損金算入されることを調整するが、政策減税等は加味していない。

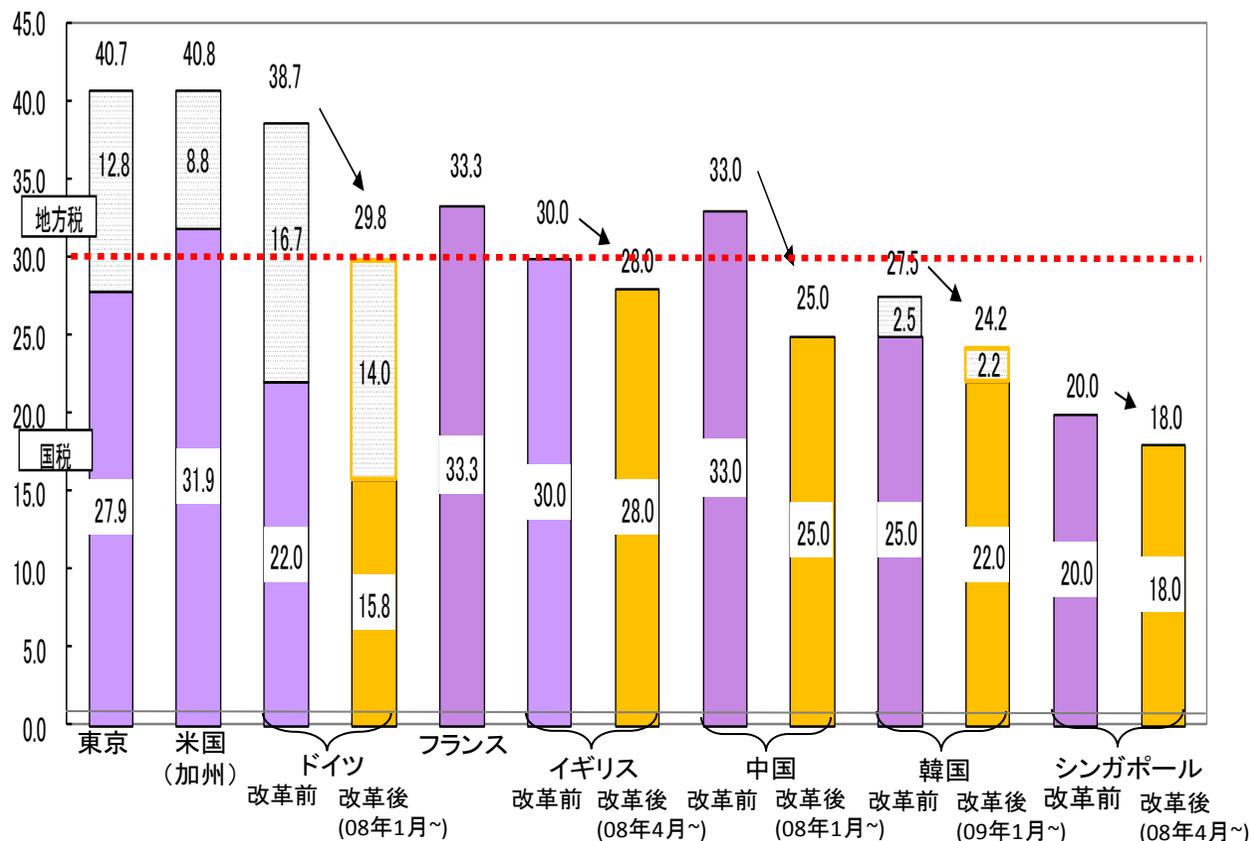
- 表面実効税率の国際水準は、**この10年間で25~30%の水準へ。**

法人税率	2000年	2009年
EU ^(注2)	約35%	約27%
OECD	約34%	約26%
アジア	約28%	約25%
日本	42%	40.7%

- 近年、更に法人税を引き下げる動き
 - ・シンガポール: 18%→17%(2010~)
 - ・台湾: 20%→17%(2010~)
 - ・香港: 17.5%→16.5%(2008~)
 - ・イギリス: 28%→24%(2011~)^(注3)

(注2) EU(98年時点の15ヶ国)、OECD、アジアは単純平均。
スイスは08年1月の税率を使用。

(注3) 11年から14年にかけて1%ずつ引き下げていく。



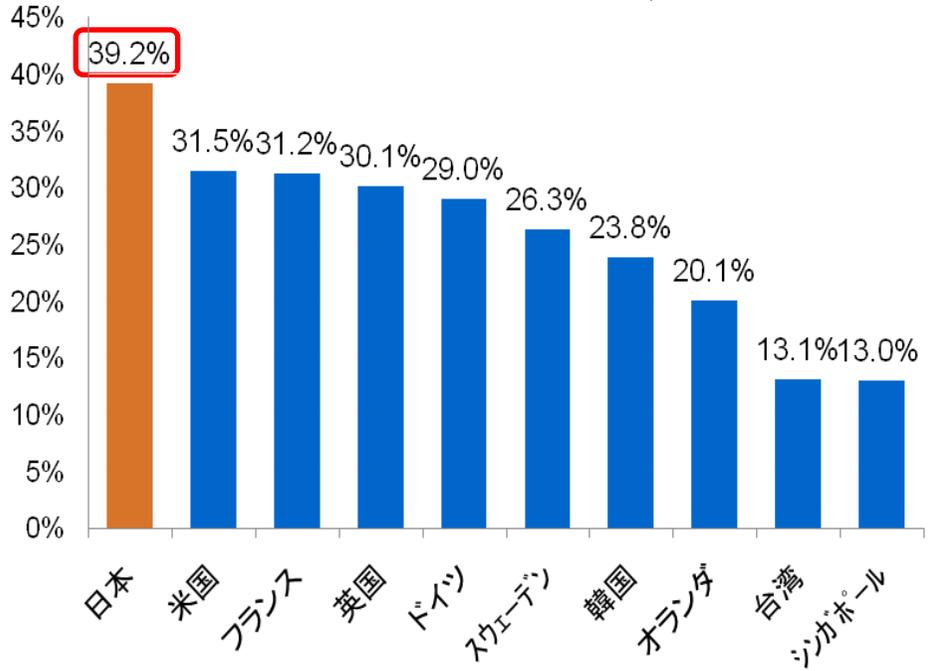
(出典) 各国政府HPより、経済産業省作成

法人税の実負担は企業の投資競争力に直結

- 表面実効税率から政策減税等の調整を行った後の我が国企業の実際の法人課税負担を比較しても、国際的に高水準(ほぼ10%程度の差)。
- **法人税の実負担の格差は、企業の投資競争力に直結。**

法人課税負担率実績(※)
(2006~2008会計年度平均/連結ベース)

(※) 表面税率から政策減税等の調整を行った後の財務諸表ベースの数値。
法人課税負担率実績 = 法人税等(税効果会計適用後)/税金等調整前当期利益



(注) 対象企業は、Nikkei225(日経平均)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社が株価指数として利用・公表しているS&P500(米)(本社が米国以外にある企業を除く。)、Europe350、S&P ASIA PACIFIC100に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業。(金融・保険業及び税金等調整前当期利益がマイナスの事業年度を除く。)
(出典) 実質税負担率については、Nikkei225、S&P社のCompustat(企業財務の開示情報を収録したデータベース)により集計。

サムスン電子とシャープ

実質税負担率の差から生じるサムスンの余裕資金: 約1,600億円

→シャープの亀山第二工場の投資額: 約1,500億円をも超える

項目	サムスン電子 (08年12月 決算)	サムスン電子 (税負担率 =シャープ)	シャープ (08年3月 決算)
売上高	11.6兆円		3.4兆円
税引前純利益	0.6兆円		0.16兆円
法人税等	0.07兆円	0.2兆円	0.06兆円
実質税負担率(※)	10.5%	36.4%	36.4%
(参考) 本社所在地の 法人表面実効税率	24.2% (韓国)		40.7% (日本)
税引後利益	0.56兆円	0.4兆円	0.1兆円

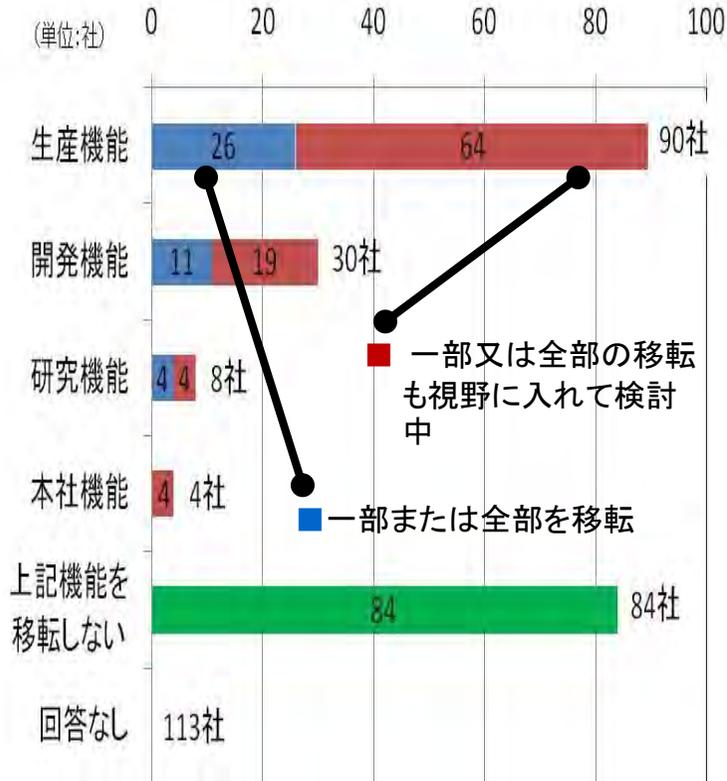
(※) 実質税負担率(%) = 法人税等 / 税引前純利益
(出典) 有価証券報告書及びアニュアルレポート。なお、シャープは2009年3月期の税引後当期利益がマイナスであったため、2008年3月期の数値

研究開発拠点等の海外流出の動きが顕在化

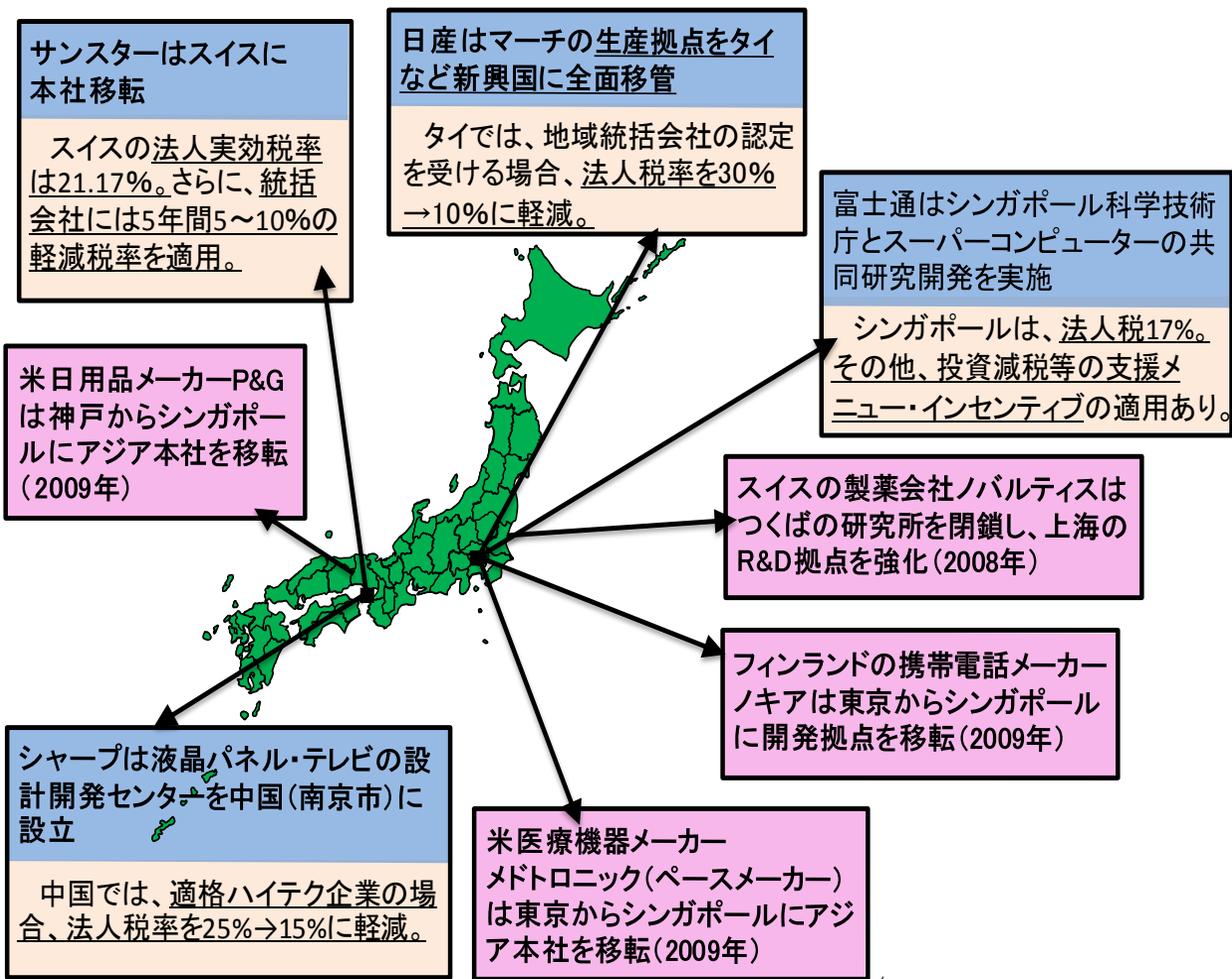
○ 法人税を含めたビジネスコストが高く、研究開発拠点等の海外流出の動きが顕在化。

○日本企業の海外シフトが進展

問. 今後、国内の生産機能、開発機能、研究機能、本社機能を海外に移転するか。

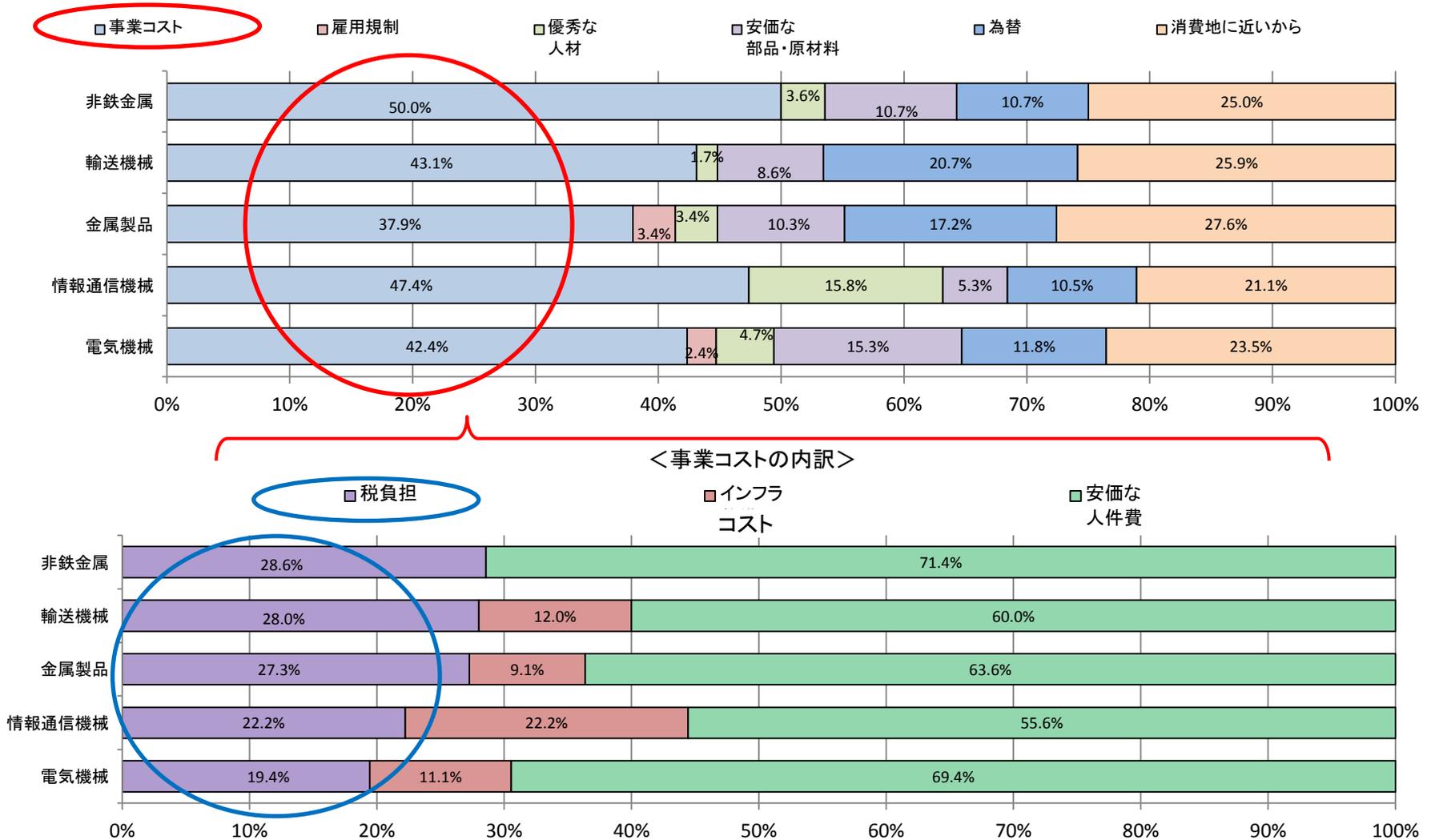


(出典) 経済産業省「我が国の産業競争力に関するアンケート調査」
(n=283社)
(注) 生産機能の回答企業数は、一部重複あり



(出典) 各社プレスリリースや新聞記事等から経済産業省が作成

企業の海外展開の主な理由となっている事業コストのうち、 政府として引下げ可能なものは、法人税負担



(出典) 経済産業省「我が国の産業競争力に関するアンケート調査」

経済成長と雇用のための法人税改革

基本方針

法人税改革は、日本の立地競争力と、企業の国際競争力に直結するものに重点化

- ① 法人実効税率の国際的水準を目指した引下げ(法人税の実負担の引下げ)
- ② 各国の動向を踏まえた、研究開発投資や先端分野への投資に対する強力な後押し

目指すべき姿

- アジア諸国の法人税率引下げ競争を踏まえ、国際的水準(25~30%)を目指した法人税率(国と地方を含む)の引下げを図る。
- 税制抜本改革の中で、税制全体のベストミックスを検討する際に、国と地方税を含め検討する。

平成23年度改正要望

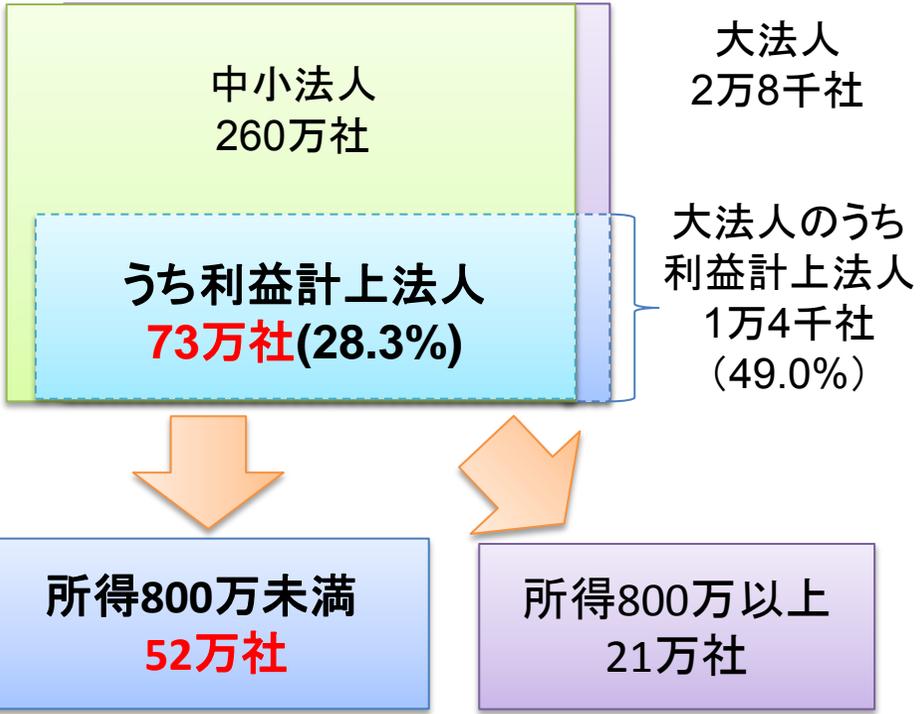
- 我が国の立地競争力を高めるため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、まずは法人税率を5%引き下げる。
- その際、課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意する。

中小企業者等の法人税率の特例(中小企業の軽減税率の引下げ)

- 我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在である中小企業の活性化や競争力の向上を図るため、軽減税率の引き下げが必要。
- 軽減税率を18%から11%に引き下げた場合、**1000億円**の国内投資、**600億円**の財務基盤強化が図られ、**2200億円**のGDP押上げ効果が生じる。

- **約73万社**に及ぶ多数の黒字中小法人における設備投資や雇用を促進。
- 特に所得800万円未満の**52万社**を効果的に支援。

- 財務状況が改善され、金融機関からの**資金調達**が円滑化。
- 赤字中小法人においても、将来の利益計上を目指して必死に経営に取り組む努力を促進する効果。



- (所得800万円の企業の場合)
- **56万円**のキャッシュフローが改善。これにより、例えば以下のような対応が可能。
 - ・ 多品種少量・短納期・高品質に対応した生産ラインの強化
 - ・ 利払い資金確保による銀行からの追加融資の確保、融資維持
 - ・ 新規社員採用のための経費、既存従業員の雇用維持

(出典) 国税庁「会社標本調査」より経済産業省が作成

<論点目次>

- (論点1) 法人実効税率を引き下げてどのような効果があるのか。
- (論点2) 税制抜本改革の議論と離れ平成23年度税制改正で要望するのはなぜか。
- (論点3) 国税のみの要望で、地方税分を要望しないのはなぜか。
- (論点4) 社会保障負担と法人実効税率の両者はどのような関係にあると理解しているか。

(論点1) 法人実効税率を引き下げてどのような効果があるのか。

1. 我が国で法人税率を5%引き下げた場合の効果試算

(法人税率を引き下げなかった場合との比較)

① 最大121万人(製造業で69万人)の雇用維持効果

② GDP押し上げ効果として、国内投資・回帰効果	5.3兆円	} 合計	<u>14.4兆円</u>
海外移転抑制効果	9.1兆円		

→法人税収4800~6400億円、国税税収1.15兆円の増収効果あり(3年後)

(参考) EUでは表面実効税率を引き下げても、GDPに占める法人税収の割合は増加傾向である事が、法人税率引下げの効果を実証している。

2. 外国企業の日本への呼び込み

海外から日本に対する直接投資を8500億円押し上げ

○ 法人税率引下げが中長期的には経済成長につながり、結果的に数年後の最大の
税収確保策になるという動態的な視点を持つことが重要。

(論点1-1) 我が国で法人税率5%を引下げた場合の効果試算

- マクロ経済モデル及び企業アンケート(約600社)をもとに、わが国で法人税率5%を引下げた場合の効果分析を実施。
- 具体的には、
 - ① 法人税率を5%引き下げた場合の投資誘因効果
 - ② 法人税率を現状のまま放置した場合の企業の海外流出防止効果から、放置ケースと引き下げケースの差を税率引下げ効果として分析。

<結果>

	国内投資・国内回帰効果	海外移転抑制効果	合計
GDP押し上げ効果	5.3兆円	9.1兆円	14.4兆円

法人税の増収効果は、3年後に、
 法人税収を6.0兆円ベースとすると**4800億円**
 8.0兆円ベースとすると**6400億円**
 の増収となる*。
国の税収全体では、3年後に平成22年度補正後の39.6兆円ベースで**1兆1500億円**の増収となる。

なお、GDP押し上げ効果を平均賃金等で単純に換算すると、
製造業で69万人、合計で121万人以上の雇用維持効果が期待される。

実質GDP



(注) 仮に3年で効果が現れ、毎年同じ割合で成長するとした場合

* 法人税収試算は、法人税収増加率=GDP成長率×法人税収に対する弾性値として行った。2013年度までのGDP成長率=14.4 / 545.8 (2010年度予想) = 2.64%
 毎年同じ割合で2013年度まで成長すると仮定した場合、年率0.87%程度。弾性値は1994年~1996年、2002年~2007年のGDPと法人税収の関係からそれぞれ3.05、10.83と試算されるが、ここでは保守的に3.05とした。
 * 国の税収全体の試算は、弾性値1.1を用いて行った。

(参考) 600社アンケート結果

【アンケート概要】

- 大企業を中心に2000社に対してアンケートを実施、603社より回答を得た。
→ これは売上ベースで日本全体の約15%程度をカバーするサンプル。

【結果】

- 603社中、海外での事業展開を行っている会社は418社。
- このうち、
 - ・ 法人税率が引き下がらなければ更に海外移転すると回答した企業:216社
→ その内、海外移転の可能性がある部分の合計
 - 売上高 : 12.9兆円(国内売上の23%)
 - 設備投資額 : 1570億円
 - 従業員数 : 10.4万人
 - ・ 法人税率が国際的水準まで引き下がれば国内回帰する、と回答した企業:121社
→ その内、国内回帰する可能性がある部分の合計
 - 売上高 : 3.6兆円(海外売上の13%)
 - 設備投資額 : 220億円
 - 従業員数 : 4.6万人
- その他、現在海外展開していない企業の海外移転可能性についても調査

☆これら法人税5%引き下げによる直接的効果（海外移転+国内回帰）

売上高 16兆6640億円

設備投資 1820億円

従業員数 15万4000人

合計

→ 以上の結果を産業連関表を用いて、全産業ベースの影響を試算。

○ マクロ経済モデル

→ 法人税率を5%引き下げることで、資本コストを引き下げ、国内設備投資の水準が引き上げられる結果、実質GDPに対してどの程度の直接的な「正の影響」(=どの程度GDPが増えるか)が存在するかを試算したものの。

→ マクロモデルの前提となっている資本コストと設備投資水準の関係は過去30年の回帰分析によるもので、これは過去30年間と現在～将来にかけての経済構造が同じという前提。

しかし、企業は海外展開に関するノウハウを蓄積済みであり、この点をマクロモデルでは追求不可能。

→ そこで、過去と現在の違いをアンケート調査で補完。

○ 企業アンケート

→ 企業アンケート結果は、法人税率を5%引き下げる事により得られる海外移転防止効果及び、生産拠点等の国内回帰効果を試算したものの。

→ 具体的には企業アンケートの結果から、その結果を基に製造5業種(電気機械、輸送用機械、窯業、化学、非鉄金属)の大企業が海外に一定程度移転することによる他産業への波及効果を産業連関表を用いて分析。

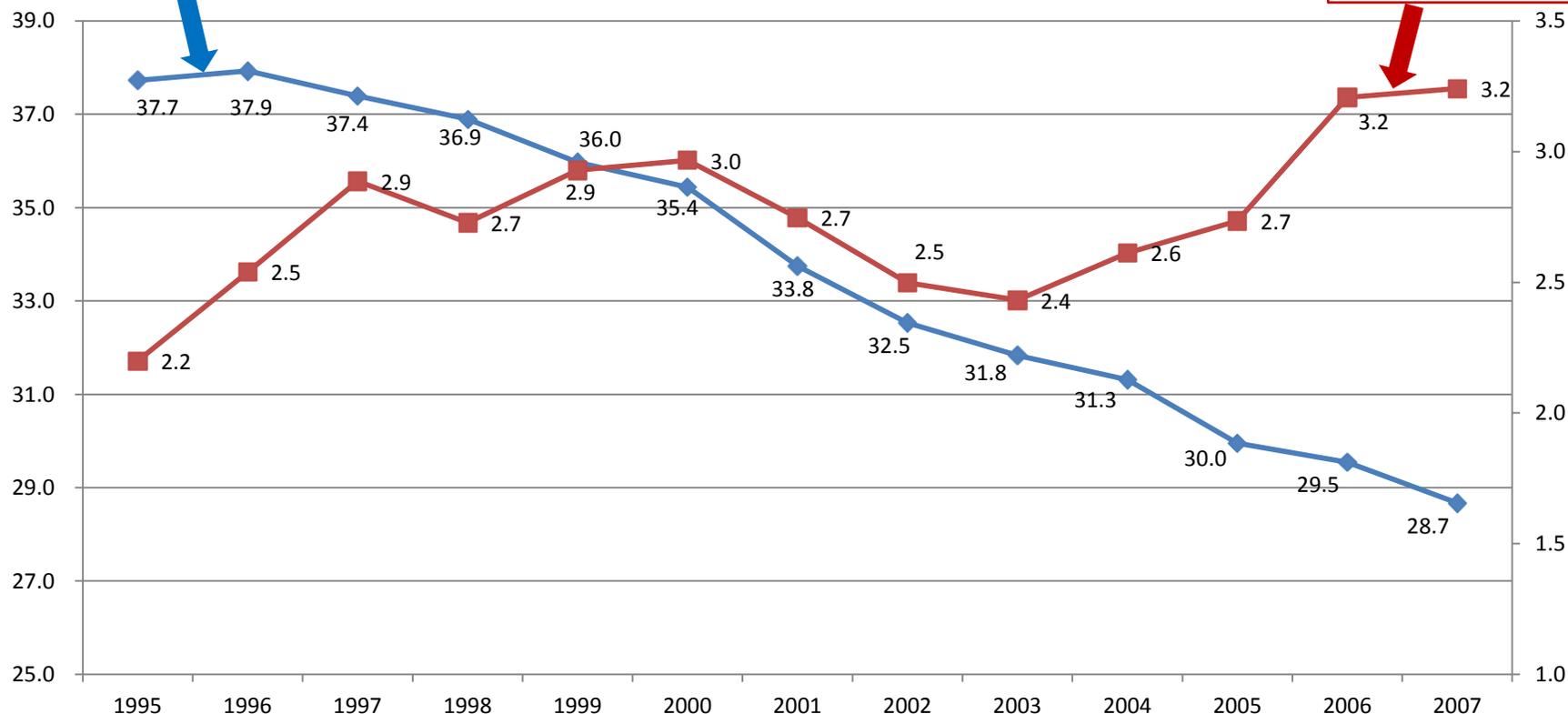
(参考) 法人税率を引き下げても、GDPに占める法人税収が増加したEUにおける実証例

- EU15カ国(注)では、この10年間で表面実効税率を10%程度引き下げ。(注)1998年時点でのEU加盟国
- 他方、法人設立の増加等により、名目GDPに占める法人税収のウエイトは増加傾向。
なお、R&D税制などは立地競争力の観点から拡充の動き。

実効税率と名目GDPに占める法人税収のウエイト
(対象:EU15カ国 1995年~2007年)

表面実効税率(%)

名目GDPに占める
法人税収のウエイト(%)



(出典) OECD Revenue Statistics 及びIMFのデータから1995年~2007年におけるEU15カ国の表面実効税率、税収額、名目GDP及び実質GDP成長率を抽出し、経済産業省にて作成

(論点1-2) 法人税率引下げは外国企業の呼び込みにつながるのか。

- 外国企業の呼び込みにあたっては、低い法人税率のみならず、優秀な人材、安いインフラコスト等が重要。それらに総合的に取り組む必要があると認識。
- その中でも、法人税率は経営者にも分かり易く、立地判断にあたって大きな影響がある。
- 過去の諸外国の実証分析を総合すると、法人実効税率5%引下げにより対内直接投資が15%増えると見積もられる^(注)。

【外国企業の日本進出を促進する施策】

○ 高い法人税率の解消

○ 工場立地に補助金

アジア拠点や環境関連産業の工場立地などに対する助成

○ 質の高い人材育成

国際化対応ビジネス人材の育成等

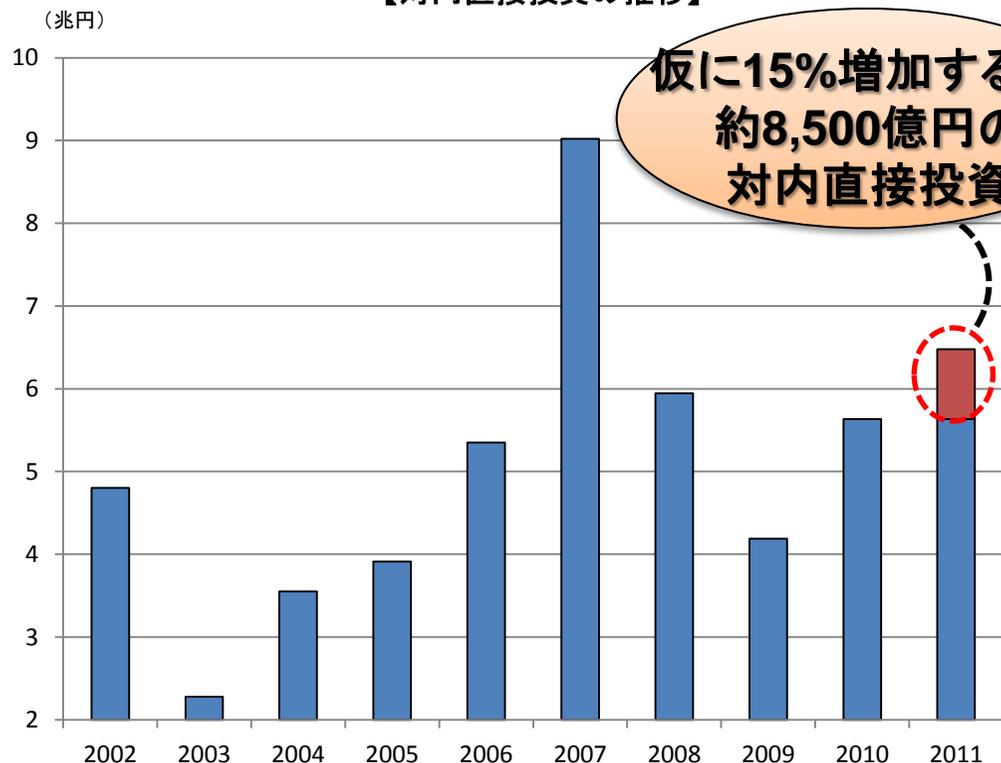
○ 経営者や高度技術者のビザ取得手続き簡素化

○ 貿易関連手続き

輸出貨物に係る「保税搬入原則」の見直し等

(出典)新成長戦略等より外国企業誘致に資する政策を引用。

【対内直接投資の推移】

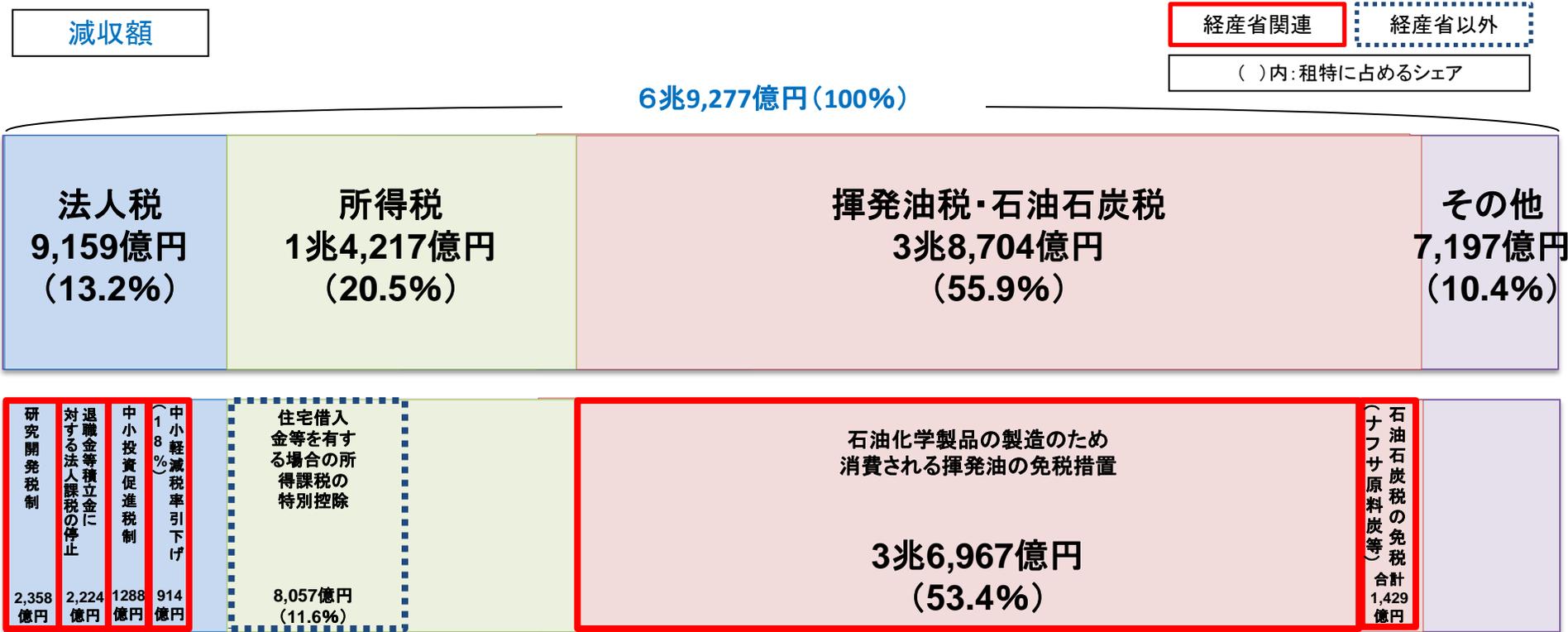


※ 2010年度は既に公表されている4~7月分の対前年度比を2009年度の数値に乗じて推計。また、法人税率引下げによる対内直接投資の増加分は2010年度の数値に12%を乗じて推計。
(出典)財務省「国際収支統計」より経済産業省が作成

(注) 鈴木将覚「法人税引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト～」『みずほ総研論集』(2007)。

(参考) 租税特別措置について

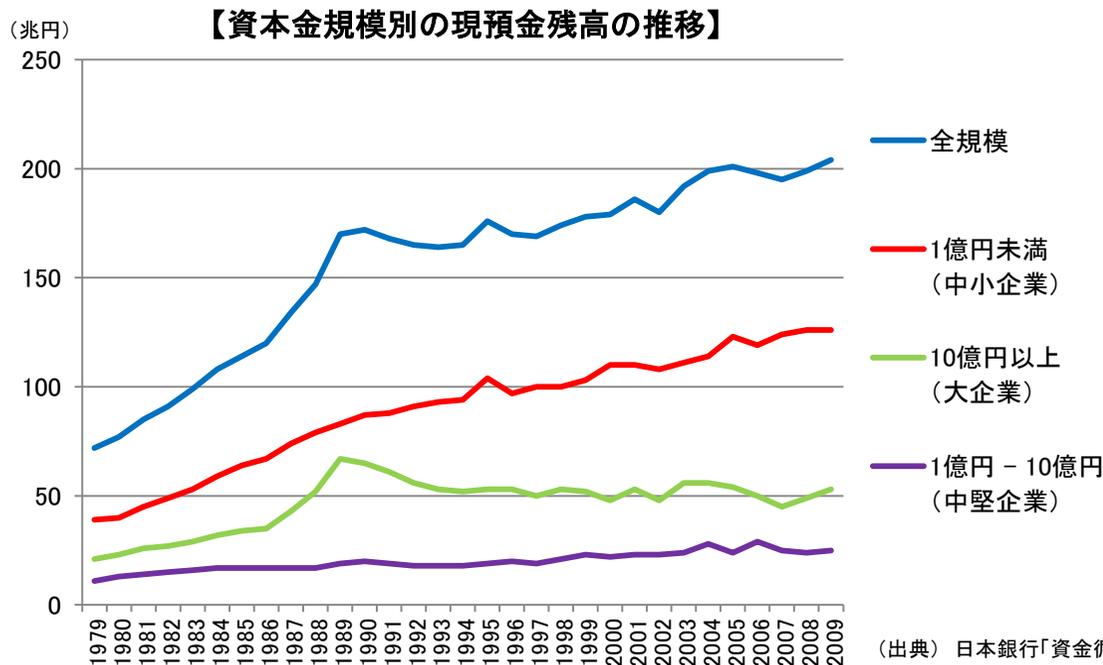
○ 法人税関係租特は9000億円程度であり、研究開発減税など成長戦略の観点から重要な租特も多い。政府全体で租特を見直しても限界あり。



(平成22年度ベース)

(参考) 企業が手元現預金や内部留保を増加させている状況を踏まえると、法人実効税率引下げによる効果はないのではないか。

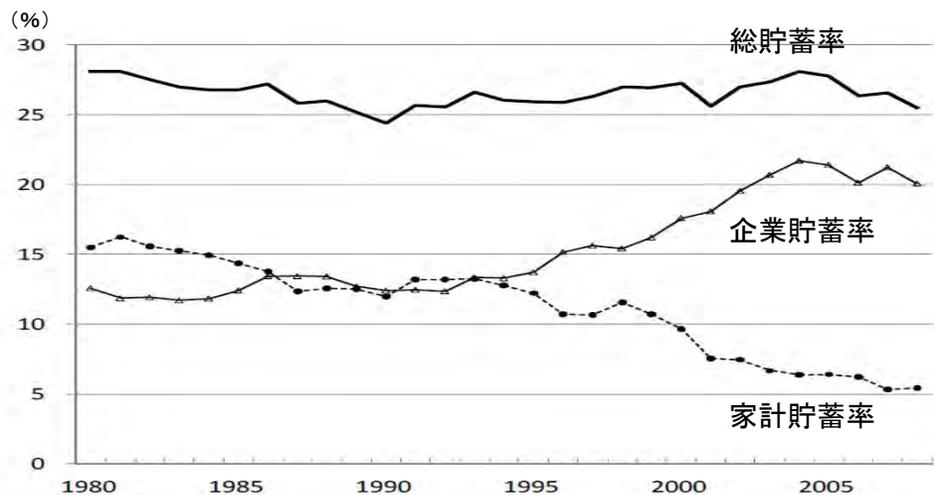
- 現預金約204兆円の内訳は、
 - (1) 中小企業(資本金1億円未満)が約6割強(約126兆円)
 - (2) 中堅企業(資本金10億円未満)が約1割強(約25兆円)
 - (3) 大企業(資本金10億円以上)が約2割強(約53兆円)。
- 6割強を占める中小企業の現預金については、2000年以降、大幅に増加しているが、金融環境の悪化に対応した貸し渋り対策として防衛的に積み上げているほか、大企業の投資先がどの国になるか分からないため、当面留保している分があるとされている。
- 大企業が保有する約53兆円の現預金は、過去20年間ほぼ一定水準。



(参考) 企業が手元現預金や内部留保を増加させている状況を踏まえると、法人実効税率引下げによる効果はないのではないか。

- 90年代後半以降、家計貯蓄率が急速に下落する一方、企業貯蓄率は急速に上昇。
- 他方、それにより自己資本比率が向上し、経営体質の強化につながった。

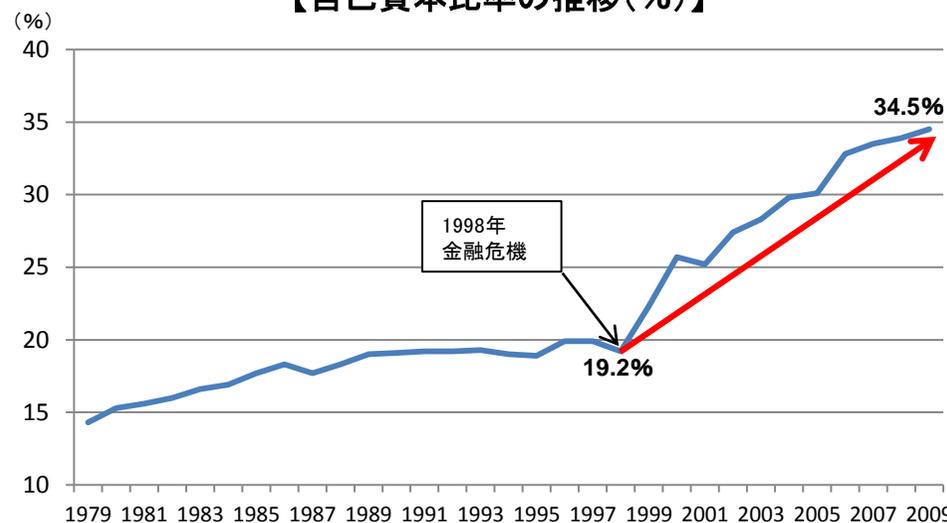
【家計と企業の粗貯蓄対名目GDP比(%)】



注) 企業貯蓄は非金融法人企業と金融機関の合計。
出所) 平成 20 年度国民経済計算確報 (平成 12 年基準、93SNA、平成 22 年 2 月 11 日)

【出典】金・深尾・牧野(2010)、「失われた20年」の構造的要因」、RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-004

【自己資本比率の推移(%)】



【出所】財務省「法人企業統計」

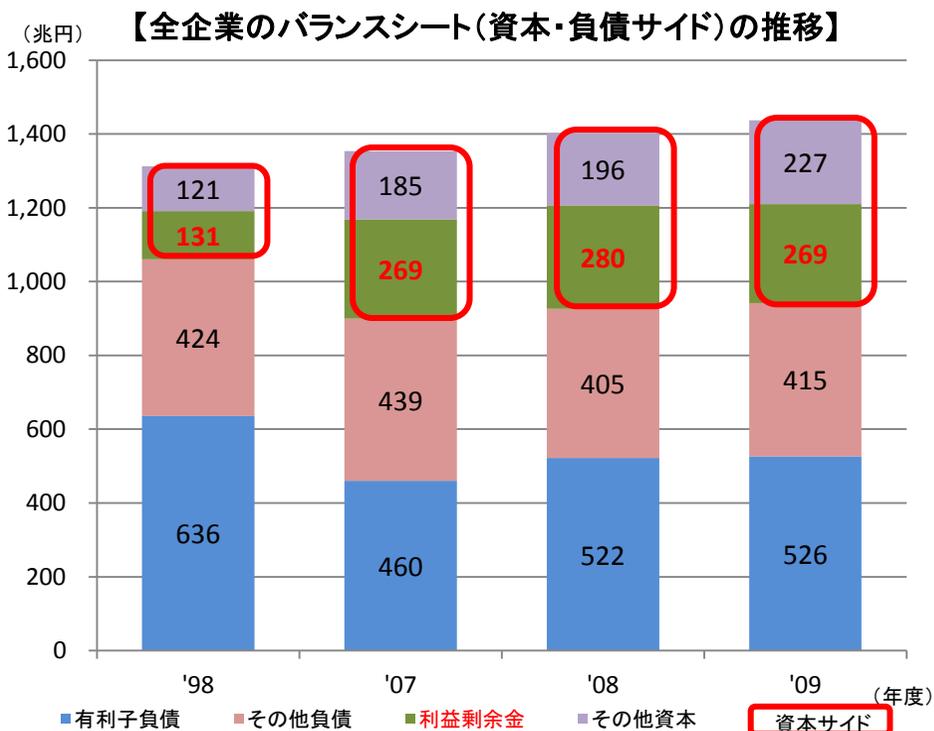
【優良大企業の自己資本比率の推移】

	1998年	2009年
日本	28%	37%
アメリカ	33%	38%
イギリス	37%	38%
ドイツ	27%	27%
フランス	33%	32%

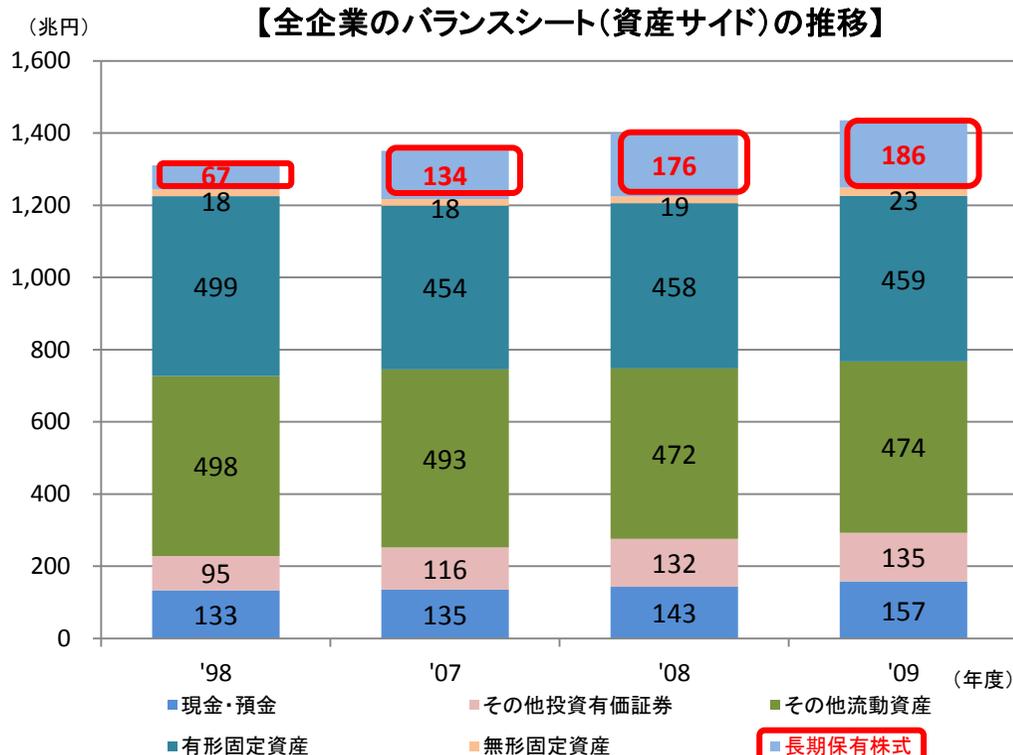
※S&P1200採用企業(金融除く)の加重平均

(参考) 企業が手元現預金や内部留保を増加させている状況を踏まえると、法人実効税率引下げによる効果はないのではないか。

- 内部留保(利益剰余金)は企業が直ぐに利用できる手元資金ではなく、設備や事業投資など様々な用途に活用されている。
 - 実際、バランスシートの資産サイドをみると、積み上がっているのは現預金ではなく、長期保有株式(全企業: 67→186兆円)。
- 長期保有株式の構成は事業上必要な子会社株式、持合株等で95%程度を占め、事業投資に回ってきたと言える。



※法人企業統計(金融除く、全規模)より作成。

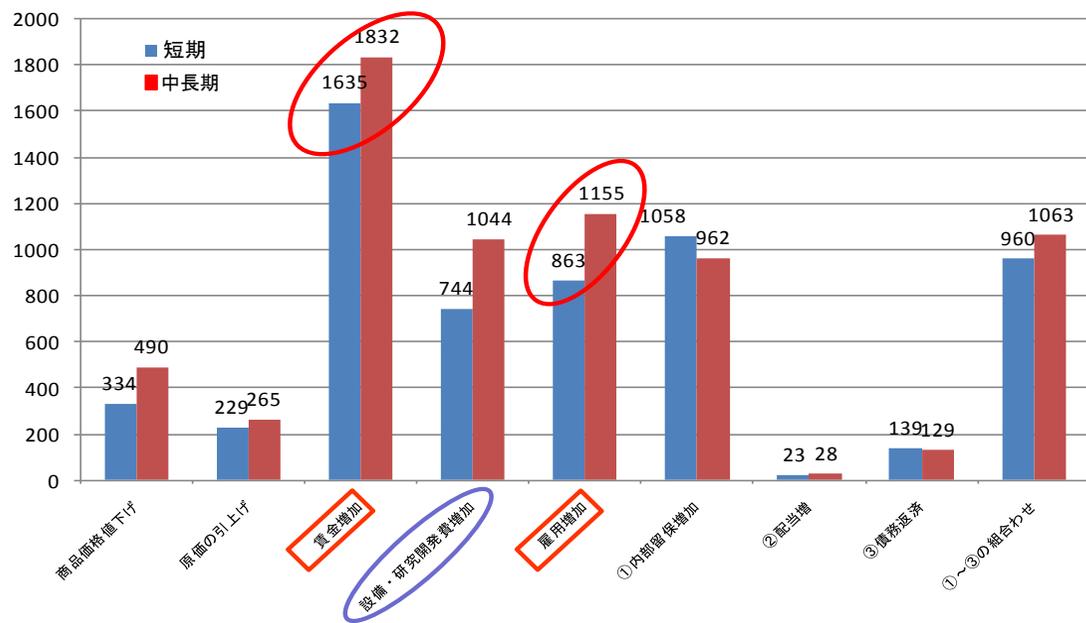


※法人企業統計(金融除く、全規模)より作成。

(参考) 企業が手元現預金や内部留保を増加させている状況を踏まえると、法人実効税率引下げによる効果はないのではないか。(まとめ)

- 90年代後半の金融危機以降、日本企業はバランスシートの改善に注力し、投資を抑制して内部留保(企業貯蓄)を蓄え、債務返済に充当。
- その結果、欧米企業並みの自己資本比率を達成するなど、財務体質の強化を実現。
- したがって、このような財務体質の強化の段階は既に終わっているため、法人税減税によりキャッシュフローを増やせば、投資の拡大や賃金増加・雇用維持につながる。
(「投資はキャッシュフローの範囲できちんとやっていく」(JFE林田社長談))
- さらに、法人税減税は国内投資の期待収益率を向上させることから、これから始まる「攻めの投資」が海外に流れることなく、国内に回っていくことが期待される。

【法人税を引き下げた際の短期・中長期対応】



問: 法人実効税率が減少(注)する場合に、この負担減に対して、貴社では短期的(減少した年度内)及び、中期的(減少した年度より5年間)でどのような対応をするか。

(注)いずれも法人実効税率が、単年度で一桁台(1%~9%)の範囲内で変化する場合を想定。

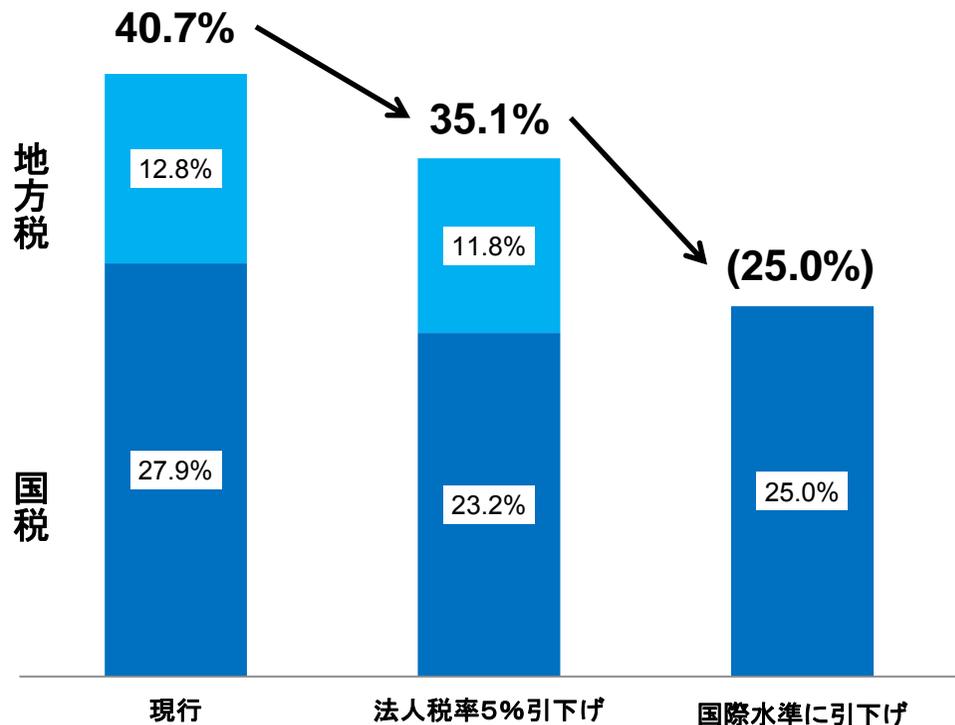
(出典) 2010年3月経済産業省委託調査(三菱総研調査)
有効回答数: 3986件 ※複数回答

(論点2) 税制抜本改革の議論と離れ平成23年度税制改正で要望するのはなぜか。

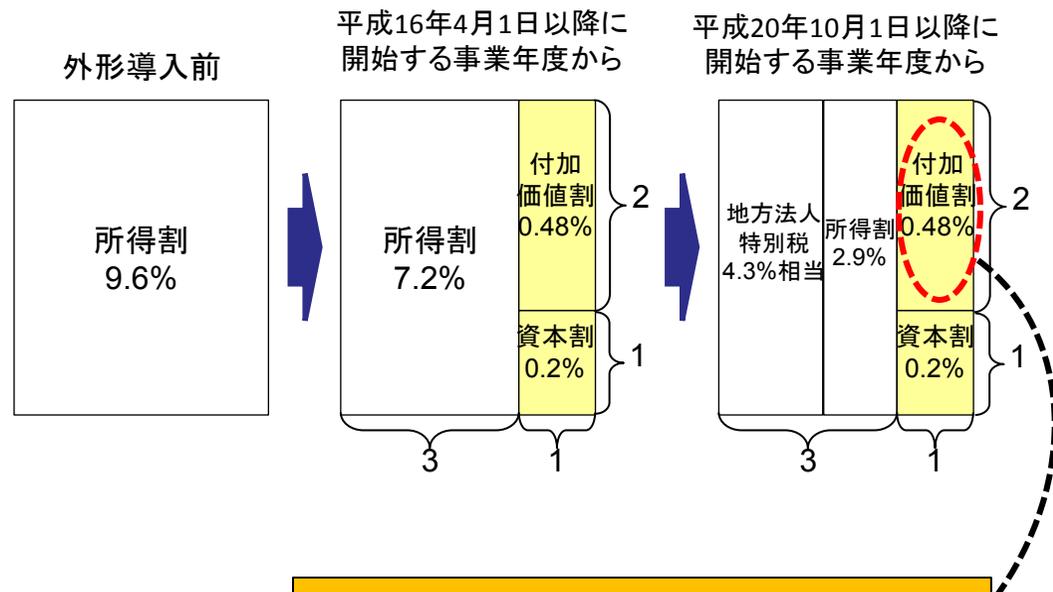
(論点3) 国税のみの要望で、地方税分を要望しないのはなぜか。

- 円高等の影響もあり、我が国産業の空洞化が進みかねない状況にある。法人税を引き下げることでこれを食い止める効果を期待しており、緊急に国税の5%引き下げを要望。
- 国際的水準の法人実効税率を目指す際には、地方法人二税を引き下げる必要があると考えているが、その際には地方税財政全体を議論することが必要と認識。

法人実効税率の段階的引き下げイメージ



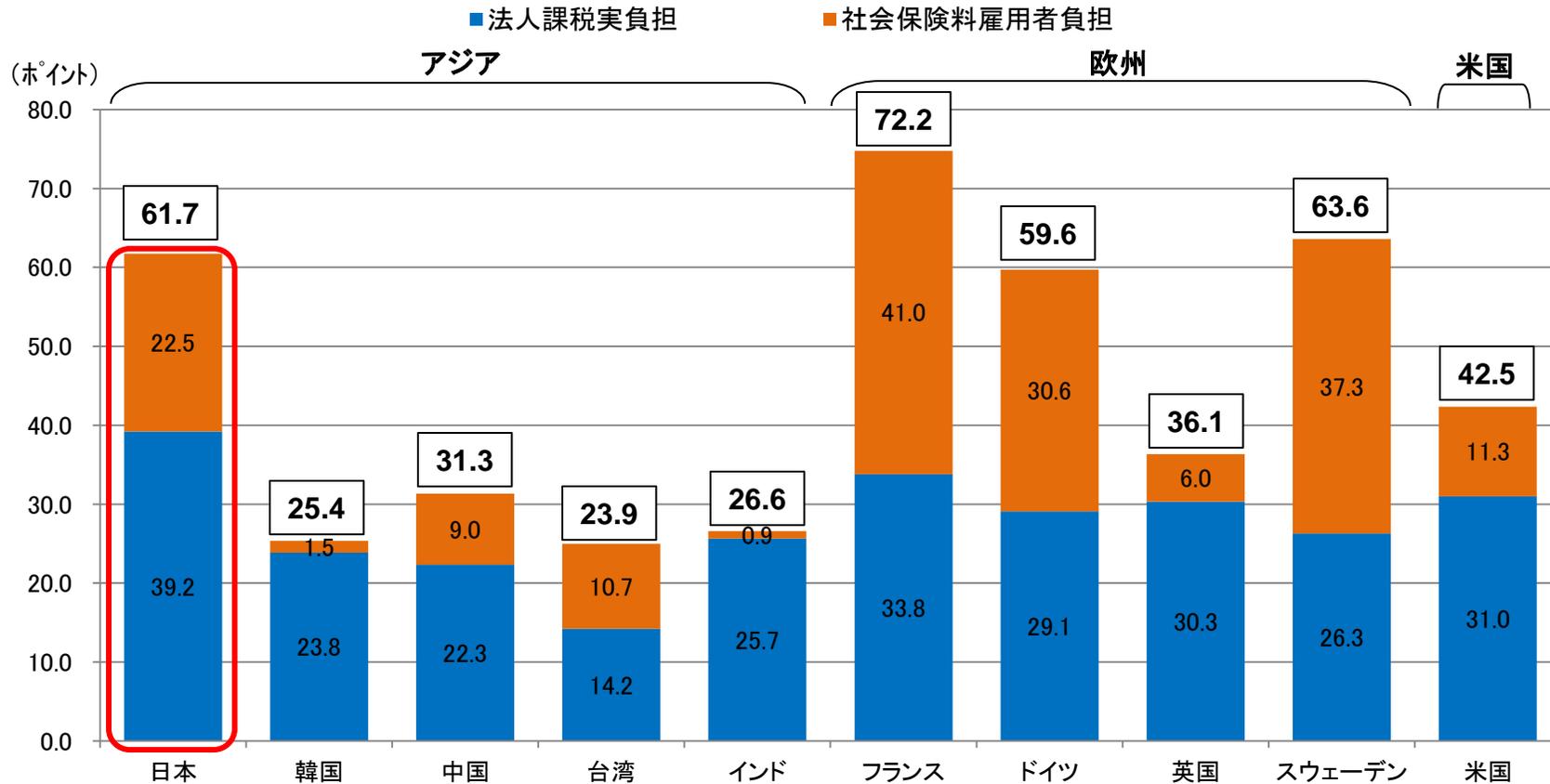
(参考) 法人事業税・外形標準課税の概要



付加価値割の大半が人件費であり、雇用コストになっている

(論点4) 社会保障負担と法人実効税率の両者はどのような関係にあると理解しているか。

- 社会保険料負担を含めた日本企業の公的負担の水準は、競争相手国であるアジア各国よりも大幅に高い。
- したがって、特に国際的にみて最高水準にある法人実効税率を引き下げることが急務。



(注1) 対象企業は、Nikkei225(日経平均)、SP500(米)、S&P Global、加権指数、上海指数、SENSEX指数に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業(金融・保険業及び税金等調整前当期利益がマイナスの事業年度を除く。)

(注2) 各国企業の利益を100とし、法人課税実負担及び社会保険料雇用者負担をそれぞれ指数化して合算

(出所) 法人税実負担については、Nikkei225(日)、SP500(米)、S&P Global(英、独、仏、スウェーデン、韓)、加権指数(台)、上海指数(中)、SENSEX指数(印)(全て2006年~2008年)より集計。社会保険料雇用者負担については、同Nikkei225、SP500他より従業員数、投資コスト比較(JETRO調査、2009年1~2月時点)より、ワーカークラスの平均賃金(基本給・社会保障・賞与含む、範囲がある場合は中心値を採用)及び社会保険料雇用者負担率(労災等負担に応じて異なる部分は下限の負担率を採用)を用いて計算。

1. 所要財源額

平成22年度税収（予算）は約6兆円

→ 単純計算で5%引下げに要する所要財源は約1兆円

〔 中小軽減税率の引下げ（18%→11%） 1600億円 〕

（注）租特PT（21日）において、
国税で1.4兆円～2.1兆円の財源が必要との整理がなされた。

2. 財源として想定される項目

（1）法人税関係

- ・ 租特見直し（平成23年度）
- ・ 減価償却制度の見直し
- ・ 繰越欠損金の使用制限

（2）その他

→ （1）（2）をあわせて約5000～6000億円程度。

→ 経済成長・企業の海外流出防止による効果：約4800～6400億円と試算（8ページ参照）

両者をあわせて検討が必要。